

令和4年度
福岡地方労働審議会関門港湾労働部会
(第22回)
議事録

福岡労働局

山口労働局

令和4年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会 議事録

1 日時

令和5年3月9日（木） 10:00～11:30

2 場所

小倉リーセントホテル「玄海」
（北九州市小倉北区大手町1-1-17）

3 出席者

（1）委員

公益代表 渡邊部会長、疋田委員、近江委員、大竹委員、高橋委員
労働者代表 津々見委員、山田委員、岡田委員、木原委員
使用者代表 野畑委員、徳光委員、鶴丸委員、船方委員、米田委員
専門委員 重富 九州運輸局次長（代理 野元課長）
酒井 下関市港湾局長（代理 松本課長）

（2）事務局

福岡労働局
渡辺職業安定部長、梅田職業対策課長、小野職業対策課長補佐
大和雇用指導開発係長、早野雇用指導開発係主任

山口労働局
坂本職業対策課長、花岡厚生労働事務官

4 議題

- （1）議事録署名委員の指名について
- （2）港湾雇用安定等計画の施行状況について
- （3）その他

令和4年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会

令和5年3月9日（木）

（福岡労働局：大和雇用指導開発係長）

定刻になりましたので、ただいまから令和4年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会を開会させていただきます。

私は本日議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます福岡労働局職業安定部職業対策課の大和と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議におきましては、公益代表委員が5名、労働者代表委員が4名、使用者代表委員が5名、合計14名の委員の方に出席いただいております。

これは、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会運営規定第7条において定められております部会の成立要件である、委員及び臨時委員の3分の2以上の出席又は労働者代表、使用者代表及び公益代表の各委員・臨時委員の各3分の1以上の出席を満たしていることを報告いたします。

また、専門委員といたしましては、2名の委員のご出席をいただいているところでございます。

それでは、議事に入ります前に、当部会の運営に関しまして御説明させていただきます。

当部会は原則として公開の会議となっております。そのため、当部会は傍聴ができることとなっており、その議事録等も公開の対象となっております。

そのため議事録につきましては、発言者の御名前を含み福岡労働局ホームページに公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず福岡労働局職業安定部長の渡辺が、委員の皆様にご挨拶申し上げます。

(福岡労働局：渡辺職業安定部長)

皆様、おはようございます。ただいま紹介いただきました福岡労働局職業安定部長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様大変お忙しい中、関門港湾労働部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様をはじめとした関係者の方々には、関門港における港湾労働行政の運営につきまして、日頃から多大なる御理解と御協力をいただき、この場をお借りしまして感謝申し上げます。福岡地方労働審議会関門港湾労働部会におきましては、新型コロナの影響により3年ぶりに御参集いただきましての開催となるところです。

さて、現下の雇用情勢でございますが、福岡におきましては1月の有

有効求人倍率は1.26倍で前月に比べ0.01ポイント上回っており、基調判断としては「現下の雇用情勢は、改善しているものの、一部に厳しさも見られる。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」としているところでございます。また、山口におきましては1月の有効求人倍率が1.59倍で前月から0.01ポイント上回っており、こちらも着実に改善しているものと考えます。

港湾労働対策でございますが、現在は、平成31年4月から施行されている「港湾雇用安定等計画」に基づき、各種対策を行っているところでございます。なお、当該計画の期間は中長期的な視点から策定することが重要であることなどの理由から、令和元年度から令和5年度までの5か年の計画となっており、来年度が当該計画の最終年度となります。現在は、新たな計画の策定に向けて準備中でございますが、計画の策定に関しましては皆さまの御協力をいただくこととなりますので、その際はよろしくお願いいたします。

本日の関門港湾労働部会では、関門港における港湾雇用安定等計画の施行状況、令和3年度及び令和4年度における港湾労働の状況及び雇用秩序維持関係の取組などについて、御説明させていただきます。

その後に、御意見をいただくこととしておりますが、この部会を充実したものにして参りたいと考えておりますので、関門港の現状や課題等

について、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。それでは、本日はよろしく願いいたします。

(福岡労働局：大和雇用指導開発係長)

続きまして、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

皆様のお手元にお配りしております部会次第に、本日の出席者名簿を付けておりますので御覧いただきたいと思っております。それでは、私の方からこの名簿順に御紹介を申し上げます。私の方で御名前を御呼びいたしますので、御面倒ではございますが、その場で御起立いただきますようお願い申し上げます。

まず、渡邊委員 様でございます。

次に、足田委員 様でございます。

次に、近江委員 様でございます。

次に、大竹委員 様でございます。

次に、高橋委員 様でございます。

次に、津々見委員 様でございます。

次に、山田委員 様でございます。

次に、今年度新たに選任されました岡田委員 様でございます。

次に、同じく今年度新たに選任されました木原委員 様でございます。

次に、野畑委員 様でございます。

次に、徳光委員 様でございます。

次に、鶴丸委員 様でございます。

次に、船方委員 様でございます。

次に、米田委員 様でございます。

次に、重富委員の代理の野元 様でございます。

次の、佐溝委員につきましては、本日、業務の都合により欠席となりましたことを御報告いたします。

次に、酒井委員の代理の松本 様でございます。

以上となります。

それでは、次第の4、部会長あいさつになります。まず、各委員の皆様には、昨年度10月頃に委員の任期満了、継続に係り、事務局から御手続きをさせて頂いたところでございます。御協力有難うございました。部会長につきましては、前回御就任頂いております渡邊委員に、事務局より引き続き、御依頼をさせて頂き、御承諾を頂戴したところでございます。それでは、渡邊部会長、御挨拶をお願いいたします。

(公益代表：渡邊部会長)

皆様、おはようございます。関門港湾労働部会長に就任いたしました渡邊でございます。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

部会委員の皆様方並びに関係者の方々におかれましては、御多忙のと

ころ、本日の部会に御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

先ほど、渡辺職業安定部長からもございましたが、本部会は3年ぶりに参集での開催となっております。直接、御説明を頂き、意見交換も行える貴重な会議となっておりますので、充実した会議とさせて頂きたいと思えます。

近年、港湾労働を取り巻く環境については、皆様御承知のとおり、規制改革の影響、近代的荷役の進展、波動性への対応等大きく変化しているところでもあります。

このような中で港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上については改善が進みつつあるものの、若年労働者の確保・育成など、なお改善すべき状況にあり、雇用秩序を維持したうえで、抱える諸問題を解決していくためには、平成31年度から施行された「港湾労働法」及び「港湾雇用安定等計画」に基づく港湾労働対策を確実に推進していくことが重要であります。

本日は、関門港における港湾雇用安定等計画の施行状況、港湾労働の状況及び雇用秩序維持関係の取組について事務局から説明いただき、その後、皆様方の御意見、御質問を頂戴したいと考えております。

皆様方の御配意により部会の議事が円滑に行われますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

(福岡労働局：大和雇用指導開発係長)

それでは、議事に入りますので、渡邊部会長、進行をよろしくお願ひ
します。

(公益代表：渡邊部会長)

議事に入る前に、本日の部会の傍聴希望者が5名ありますが、よろし
いでしょうか。

【委員の了解を得る】

それでは、議事に入りたいと思います。

議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議題の(1)「議事録署名委員の指名」でございます。

運営規定の第6条に「部会の議事録については部会長及び部会長の指
名した委員及び臨時委員2名が署名するものとする」とされております
ので、私の他委員2名を指名させていただきます。

労働者代表の津々見委員と使用者代表の野畑委員をお願いしてよろし
いでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

では、承認を受けましたので、津々見委員、野畑委員よろしくお願
いいたします。

続きまして議題の（２）「港湾雇用安定等計画の施行状況について」事
務局より説明をお願いします。

（福岡労働局：小野職業対策課長補佐）

福岡労働局職業安定部職業対策課、課長補佐の小野と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題（２）の「港湾雇用安定等計画」の施行状況について、
「関門港における港湾労働の状況について」と「関門港における雇用秩
序維持関係の取組について」の２点につきましてご説明申し上げます。

現在の港湾雇用安定等計画については、平成31年度から始まってお
ります。これからは令和3年度と、令和4年度の12月までにおける港
湾雇用安定等計画に基づく施行状況についてご説明します。

配布資料をご覧ください。まず2ページに本部会の委員名簿、3ペー
ジから4ページに本部会運営規定、5ページに福岡地方労働審議会の委
員名簿、6ページから9ページに審議会運営規定及び10ページから1
2ページに地方労働審議会令を載せております。この部分に関する説明
は割愛させていただきますので、後ほどご覧になってください。

次にお手元の資料13ページをご覧ください。これは「6 港湾労働

者派遣事業許可事業所の状況」をまとめた表でございまして、令和4年12月末現在の関門港における港湾労働者派遣事業ごとの許可事業所数を計上したものであります。

上段には港湾労働者派遣事業ごとの許可事業所数、下段には港湾労働法適用事業所数を記載しております。全体としましては、下段の港湾労働法適用事業所のうち、港湾労働者派遣事業の許可を受けている事業所数、その許可を受けた事業を示した一覧となります。

まず、下段の港湾労働法適用事業所数については、令和4年12月末現在と前年同月との比較において、同数であり増減はありません。

次に、上段の港湾労働者派遣事業所数を見てまいります。門司港は事業許可数15件・実事業所数13事業所、小倉港は事業許可数8件・実事業所数7事業所、若松港は事業許可数8件・実事業所数も8事業所、戸畑港は事業許可数2件、実事業所数も2事業所、八幡港は事業許可数5件、実事業所数も5事業所となっており、北九州港全体で事業免許数は38件、実事業所数は35事業所となっております。こちらも昨年度から増減はありません。

合計欄・実事業所欄については、1事業所において複数の派遣事業許可を受けている場合に差が出ているものです。

また、下関港では事業許可数が1件、実事業所数も1事業所となって

おり、こちらも昨年度から増減はありません。

関門港全体では港湾労働者派遣事業の許可件数は39件、実事業所数は36事業所であり、関門港全体で見ても昨年度と変動はございません。

なお、参考までに全国の令和3年度12月末現在の港湾労働法適用事業所数は、998事業所であり、関門港の80事業所は、全国の約1割弱（8%）となります。

また、港湾労働法適用事業所に占める派遣事業許可事業所の割合については、令和3年度12月末の全国が28.8%（288派遣許可事業所／998適用事業所）に対し、関門港は45.0%（36派遣許可事業所／80適用事業所）となっており、関門港における港湾労働法適用事業所に占める派遣事業許可事業所の割合は全国より約16%高い水準となっております。

次に14ページをお願いします。「7 関門港における港湾労働者就労状況」についてご説明いたします。なお、今後説明いたします資料につきましては、関門港の管轄である下関公共職業安定所、八幡公共職業安定所若松出張所及び小倉公共職業安定所門司出張所港湾労働課から毎月受けている各種報告を基に作成しております。

港ごとの企業常用、派遣労働者及び日雇労働者の就労延数について、上から、平成29年度から令和3年度については各年度の平均値を、令

和4年度については、4月から12月までの平均値を計上しています。

また、その下段には令和3年度については月ごと、令和4年度についても、同様に12月までの月ごとの状況を計上しております。

なお、平均値でございますので、小数点以下の端数処理の関係上、各港の合算と合計とが一致しない場合がございますことをあらかじめご了承ください。

まず、港湾労働者全体の就労延数でございますが、数字が小さく見えづらいと思いますが、ご了承ください。令和2年度の平均値と令和3年度の平均値を港ごとに比較すると、変動の幅が大きな港は、門司港が-547で4.2%減少、小倉港が+195で3.0%増加、八幡港が+347で4.5%増加であり、関門港全体では、+166で、0.3%の増加となっております。

また令和3年度の平均値と令和4年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、増減の幅が大きな港は、若松港が-347で3.9%減少、八幡港が-1,859で23.2%減少であり、関門港全体では、-2,290で、5.3%の減少となっております。

次に企業常用の港湾労働者の就労延数でございますが、令和2年度の平均値と令和3年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港が+118で2.5%増加、門司港は-603で5.1%減少、小倉港は+219

で3.5%増加、八幡港が+324で4.3%増加であり、関門港全体では、+90で、約0.2%の増加となっております。

また令和3年度の平均値と令和4年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、増減の幅が大きな港は、若松港が-354で4.0%減少、八幡港は-1,792で22.8%減少であり、関門港全体では、-2,327、約5.6%の減少となっております。

続きまして、派遣労働者の平均就労延数について、ご説明致します。

令和2年度の平均値と令和3年度の平均値を港ごとに比較しますと、増減の幅が大きな港は、門司港が-51で26.2%減少、小倉港が+16で40%増加、八幡港が+36で52.9%増加であり、関門港全体では、+10、約2.8%の増加となっております。

また令和3年度の平均値と令和4年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、増減の大きな港は、門司港が+22で15.3%増加、小倉港は-15で26.8%減少、若松港が-11で19.6%減少、八幡港は-55で52.9%減少であり、関門港全体では、-60、約16.3%の減少となっております。派遣労働者の平均就労延数は、資料にはありませんが平成24年度をピークに、それ以降は減少傾向が続いており、昨年、令和3年度は若干微増しておりますが、減少傾向が続いている状況となっております。

続きまして、日雇労働者の平均就労延数について、令和2年度の平均値と令和3年度の平均値を港ごとに比較すると、増減の幅の大きな港は、門司港が+107で11.6%増加、小倉港は-39で76.5%減少、若松港は+17で18.3%増加、八幡港は-13で19.7%減少であり、関門港全体では、+67、約5.3%の増加となっております。

また令和3年度の平均値と令和4年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、増減の幅の大きな港は、下関港が+28で26.7%増加、門司港は+67で6.5%増加、若松港が+17で15.5%増加、八幡港は-11で20.8%減少であり、関門港全体では、+96、約7.3%の増加となっております。

日雇労働者の就労延数につきましては、ここ数年、増加と減少を繰り返しており、令和元年度は大幅な増加に転じておりますが、翌令和2年度には再び大幅な減少となっております。令和3年度から再び若干の増加傾向にありますが、これらの動向は、ここ数年続いております。

以上、関門港における港湾労働者の就労状況を各雇用形態における就労延数との関係で見ますと、就労延数全体は、平成29年度から令和4年度について、減少の傾向があるなかで、企業常用は、29年度から令和元年度まで減少、令和2年度から令和3年度まで増加し、令和4年12月末時点では減少しています。派遣労働者は、29年度から令和2年

度まで減少、令和3年度は微増となったが、令和4年12月末時点では減少しています。日雇労働者は、29年度から30年度は微減、令和元年度は増加し、令和2年度は減少、令和3年度から令和4年度12月末時点では増加しています。

次の15ページをご覧ください。これは14ページの表を基に、年度ごとの関門港全体の平均就労延数をグラフで表したものとなります。棒グラフにもありますとおり、平成29年度をピークに関門港全体の平均就労延数は、やや減少傾向となっております。

続きまして16ページをご覧ください。「8 関門港における日雇労働者就労状況」についてご説明いたします。これは、先ほどご説明した14ページの日雇労働者就労延数の内訳について、「安定所紹介」、「直接雇用」を分けて計上したものでございます。

表右の「直接雇用」の港ごとの令和2年度平均値と令和3年度平均値について比較しますと、増減の幅の大きな港は、門司港が+107で10.4%増加、小倉港は-39で76.5%減少、若松港は+17で15.5%増加、八幡港が-13で19.7%減少であり、関門港全体では、+75、約6.1%の増加となっております。

また令和3年度の平均値と令和4年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港が+31で34.9%増加、門司港は+67で6.

5%増加、若松港が+17で15.5%増加、八幡港が-11で20.8%減少であり、関門港全体では、+97、約7.5%の増加となっております。

次の17ページをご覧ください。年度ごとの日雇労働者の平均就労延数をグラフで表したのですが、30年度は減少に転じ、元年度に再び増加に転じますが、翌2年度は大幅な減少となっております。3、4年度は徐々に増加しており、増加傾向がうかがえるところでございます。

次に18ページをご覧ください。令和3年度「9-① 常用港湾労働者就労状況調」でございます。港湾運送の業務に従事される常用労働者の方につきましては、氏名や期間などをハローワークに届け出ていただきまして、ハローワークはこの常用港湾労働者の方に港湾労働者証を交付し、労働者は携帯することとされているところです。この常用港湾労働者の就労実人員、就労延べ数、平均就労日数を掲載しています。

28年度から令和2年度は各年度別の月平均を、令和3年度は各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであります。

次の19ページは、下関港、関門港全体について表にしたものであります。

18ページに戻りまして、令和3年度の平均就労日数を、令和2年度の平均就労日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均16.4

日で前年度の17.4日と比べると1.0日減少しております。その他の港は、1日未満の増減となっております。

19ページに移りまして、下関港は16.4日で前年度と比べると0.2日増加しております。関門港全体でみると平均就労日数は14.8日で前年度と比べると同数となっております。

次に20ページの9-②をご覧ください。こちらは令和4年12月までの「常用港湾労働者就労状況調」でございます。先ほどの説明と同じように就労実人員、就労延べ数、平均就労日数を掲載しています。29年度から令和3年度は各年度別の月平均を、令和4年度は12月までの各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであります。

次の21ページは同様に下関港、関門港全体について表にしたものであります。

20ページに戻りまして、令和4年度12月までの平均就労日数を、令和3年度の平均就労日数を各港別に比較してみますと、増減の幅の大きな港は、八幡港が10.8日で前年度と比べると3.5日減少しております。北九州港では13.5日で前年度と比べ1.1日減少しております。

21ページに移りまして、下関港は16.6日で前年度と比べると0.2日増加しております。関門港全体でみると平均就労日数は13.8日

で前年度と比べ1.0日減少しております。

次に22ページをご覧ください。「10-① 常用港湾労働者数の推移(令和3年度各月末)」でございます。ここでいう常用港湾労働者数は、ハローワークが交付いたしました港湾労働者証の枚数をカウントしたものであり、各月末現在での在籍者を示しています。常用港湾労働者数の横の()に派遣対象労働者数を内数で計上しております。

対して、先ほど見ました9-①、9-②は、常用港湾労働者の各月末現在での就労実人員、就労のべ日数を示したものになります。

28年度から令和2年度までは、各年度末現在の港湾労働者証所持者数を、令和3年度は各月末の数を計上しております。

次に24ページをご覧ください。「10-② 常用港湾労働者数の推移(令和4年度各月末)」でございます。こちらで、令和2年度末と令和3年度末の数字を比較してみますと、関門港全体では3,408人から3,390人でマイナス18人となっております。各港別に令和2年度末と令和3年度末を比較してみますと、増減の幅の大きな港は、戸畑港が-5で5.7%減少、八幡港が+18で2.6%増加となっております。

常用港湾労働者数と同様に()の派遣対象労働者数を令和2年度末と令和3年度末の数で比較してみますと、関門港全体では1,083人から1,086人でプラス3人となっております。各港別に令和2年度

末と令和3年度末を比較してみますと、増減の幅の大きな港は、門司港が-10で3.2%減少、小倉港が+28で26.7%増加、八幡港が-20で6.8%減少となっております。

また、令和3年度末と令和4年度12月末の数字を比較してみますと、関門港全体では3,390人から3,370人でマイナス20人となっております。各港別に比較してみますと、増減の大きな港は、門司港が-24で3.1%減少、若松港が+18で2.4%増加となっております。

常用港湾労働者数横の()の派遣対象労働者数を令和3年度末と令和4年度12月末の数で比較してみますと、関門港全体では1,086人から1,102人でプラス16人となっております。増減の幅の大きな港は、門司港が-9で3.0%減少、小倉港が+46で34.6%増加、八幡港が-14で5.1%減少となっております。

23ページ、25ページには、常用港湾労働者数の推移を棒グラフにしたものと、各港の常用労働者数の割合を円グラフにしたものを載せています。参考までに後ほどご覧ください。

26ページから27ページにつきましては、「11-①、11-② 港湾労働者派遣状況一覧」となっております。26ページは「令和3年度」、27ページは「令和4年度12月末の状況」について、「派遣締結数」及

び「日雇労働者雇用数」をそれぞれ計上しております。

また、「日雇労働者雇用数」については、「安定所紹介」と「直接雇用」に分けて各港別に計上しております。なお、港別の項目のなかに、洞海港とありますが、これは若松港、八幡港、戸畑港の3港をまとめたものとなっております。

27ページでご説明いたします。港湾労働法では、事業主に雇用される常用労働者による荷役処理を原則としておりますところ港湾運送の波動性に対応した企業外労働力につきましては、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される他の事業主に雇用される常用労働者による労働力の需給の調整が原則とされているところでございます。各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては、2年度は2,337、3年度は1,725となっており、差し引き-612で26.2%の減少、小倉港におきましては、2年度は481、3年度は667となっており、差し引き+186で38.7%増加、洞海港におきましては、2年度は1,480、3年度は1,925となっており、差し引き+445で30.1%増加、下関港におきましては、2年度は8、3年度は86で、差し引きは+78で大幅な増加となっております。

次にページ右の欄をご覧ください。センター派遣あつ旋申込を行う港湾労働者派遣制度を利用したにもかかわらず、あつ旋が不調に終わるな

ど必要な労働力を確保できない場合には、安定所の紹介による日雇労働者の雇入れが認められておりますが、その安定所の紹介数は、令和3年度は233となっており、令和2年度の321より-88で、27.4%の減少となっております。

ただ今安定所の紹介数をご説明申し上げましたが、安定所の適格な紹介が受けられない場合に限り日雇労働者の直接雇用が例外的な措置として認められているところでございます。手続きといたしましては、安定所に所定の届出をしていただいて日雇労働者の直接雇用が例外的に認められておりまして、表の一番右側、直接雇用数とその数になります。

令和3年度は15,475となっており、令和2年度の14,583より+892で、6.1%の増加となっております。

27ページ及び26ページの最下段をご覧ください。26ページに令和3年度の派遣状況について4月～12月の状況を計上しております。

最下段の令和3年度12月末時点の合計と令和4年度12月末時点の合計を先ほどと同様に各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては、3年度が1,252、4年度は1,497となっており、差し引き+245で19.6%増加、小倉港におきましては、3年度が503、4年度は367となっており、差し引き-136で27.0%減少、洞海港におきましては、3年度が1,518、4年度は846と

なっており、差し引き－672で44.3%減少、下関港におきましては、3年度が86、4年度は52となっており、差し引き－34で39.5%減少となっております。

ページ右欄をご覧ください。安定所の紹介数は、令和4年度12月末時点で154となっており、26ページの令和3年度12月末時点の196より－42で、21.4%の減少となっております。

また、直接雇用数をみてみますと、令和4年度12月末時点は12,487、令和3年度12月末時点は12,208と、+279で2.2%増加となっております。

派遣実績については、関係者の皆様のご協力により、一定の数字を残しているところでありますが、港湾雇用安定等計画では、港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める旨の項目がございます。今後とも港湾労働者派遣制度の積極的な活用について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

次に28ページ、29ページに、令和3年度及び令和4年度12月までの「12-①、12-② 港湾運送に係る荷役機械（小型フォークリフト）の借受状況」をまとめたものを掲載しております。令和3年度、令和4年度については12月末現在まで人付きリースの事案は発生して

おりません。

次に30ページに、令和3年度及び令和4年度12月までの「13 港湾運送に従事する常用労働者の臨時雇用届出状況（令和3年度・令和4年度）」をまとめたものを掲載しております。こちらは、港湾労働者証の交付を受けた常用労働者以外の者を臨時的に港湾作業に従事させるため、届出を行った各月ごとの届出状況となります。令和4年度は、月によっては偏りはありますが、令和3年度に比べ増加傾向にあり、既に約2倍の増加となっております。

続きまして、31ページから34ページは、港湾労働雇用秩序関係資料となっております。

31ページ「14-① 港湾労働雇用秩序関係資料」をご覧ください。

1 「立入検査、現場パトロールの実施状況」について、30年から令和4年までの5年分を計上しております。この数字は主に現場パトロールの数となっており、令和3年の実施回数は108回、実施事業所数は404事業所、令和4年の実施回数は121回、実施事業所数は469事業所となっており、引き続き、現場パトロールに取り組んでいるところでございます。

2 「事業所訪問指導の実施状況」につきましても同様に、30年から令和4年までを計上しております。事業所訪問指導は、現場パトロール

等を行った際に、訪問指導を行う必要性のある事業所や事象が見受けられた場合に実施するものです。3年、4年は事業所訪問を行う事案は発生しておりません。

次に3「雇用管理者の選任届の状況」です。関門港におきましては、令和4年12月末現在、港湾労働法適用事業所80事業所、100%に選任していただいております。

また4「雇用管理者研修等の開催状況」です。30年度から令和4年度を計上しております。

続きまして、32ページ「14-② 港湾労働雇用秩序関係資料」をご覧ください。「共同パトロールの実施状況」です。例年、年2回実施されている共同パトロールについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のために、3年度及び4年度ともに、第1回共同パトロールは中止とし、第2回については、11月の港湾労働法遵守強化旬間中に実施いたしました。内容でございますが、関門港港湾雇用秩序連絡会議委員及び関係行政職員等により各港運協会の協力を得まして、資料に挙げております各地区の岸壁をパトロールしたところであります。ご承知のとおり、平成30年度の港湾労働者証の一斉更新において、港湾労働者証の色分けが施行されております。そこでは、港湾運送事業法の許可及び届出を受けた事業所に雇用されている港湾労働者には従来の青色の港湾労働者証を交付しております。

働者証。それ以外の港湾労働者、いわゆる倉庫専門の事業者に雇用される労働者には黄色の港湾労働者証が交付されることになっています。また、関門港では、ワッペン制度を導入しており、遠方からの視認性の確保等から、関門港では、従来の白色台紙ではなく、港湾労働者証の色分けに対応した青色台紙または黄色台紙のワッペンを、港湾労働者証の交付時に一緒に交付し、ヘルメットに貼付していただくこととしております。今後もワッペン貼付に係るパトロールにつきましては、管轄安定所において引き続き取り組んで参ります。

33ページに移りまして、港湾労働法遵守強化旬間行事一覧です。3年度と4年度の旬間中に実施した行事等を掲載しておりますので後ほどご覧いただければと思います。

最後に34ページ、各会議開催状況であります。まず、福岡労働審議会関門港湾労働部会ではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年度及び令和3年度につきましては、書面開催とし、「港湾雇用安定等計画の施行状況について」ご説明の上、ご意見を頂き、開催したところでございます。

次に、関門港港湾雇用秩序連絡会議でございますが、先ほどの、福岡労働審議会関門港湾労働部会と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年度、令和3年度及び令和4年度につきまして

は、書面開催とし、「関門港における港湾労働の実態について」、「関門港における雇用秩序維持の取組について」、「令和4年度港湾労働関係における各行事について」ご説明の上、ご意見を頂き、開催したところです。

以上をもちまして「港湾雇用安定等計画の施行状況について」説明を終わらせていただきます。今後も管轄安定所を中心にパトロールや調査等を行い、港湾における雇用秩序維持に取り組んで参りますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

(公益代表：渡邊部会長)

お疲れ様でした。ただ今の事務局からの説明について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

(労働者代表：山田委員)

資料30ページの臨時雇用の届出状況に関して申し上げます。この資料とリンクする話しとなりますが、まず、関門港の雇用秩序について議論する中で何を元に雇用秩序のパトロールを行うのかというと、港湾労働法の告示の線引きによる範囲の中でのパトロールとなっている。

しかしながら、今回、山口の下関港にある長州出島については、陸側については告示による線が今のところございません。そのため雇用秩序が乱れる可能性が非常にあります。この件については、既に厚生労働本省へ

伝えているところです。

さらにもう1点、北九州港については、響コンテナターミナルの埋め立てが始まり、既に開港している。

しかしながら、告示の線引きの引き直しを行ったが、一部、北九州港の響港の中に古い告示の線があり、こういった曖昧な線が残ってしまうと今後の雇用秩序が乱れ、港湾労働の安定にも非常に不安が生まれる恐れがある。これについても、厚生労働本省に上げながら、事業者の皆様方と我々の中で、しっかり秩序を守って行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(公益代表：渡邊部会長)

御意見、有難うございます。ただいまの山田委員からの御意見につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。事務局から何かございますか。

(福岡労働局：小野職業対策課長補佐)

私からは、若松の響地区についての御説明を申し上げます。

以前から御指摘をいただきまして、既に厚生労働本省へ確認しているところですが、赤い線の右側は港湾労働法の適用区域となり、左側は港湾倉庫が建てられることが想定されていないということで、指定区域と

はなっておりません。今後、北九州市とも連携を図りながら、もし港湾倉庫等が建てられる可能性があるのであれば、厚生労働本省へ伝え、対応しながら雇用秩序を守って行きたいと思っております。

(労働者代表：山田委員)

倉庫を建設するに当たり、雇用秩序を守るのは当然ですが、その告示の見直しのところも含めて、今後、よろしく申し上げます。

(山口労働局：坂本職業対策課長)

下関の長州出島について、今後の予定等を御説明させていただきます。

長州出島の状況につきましては、下関市の港湾局とも連携を図りながら、その実態等について厚生労働本省へ報告している。今後の予定を申し上げますと、令和5年3月、今月になりますが、港湾倉庫の指定区域となる最終判断が厚生労働本省から示される予定となっております。令和5年度の上期に、最終判断に基づき、公労使関係者様へ事前の御説明に参りたいと考えております。

令和5年度の下期についてですが、令和5年度の地労審で事案の審議を行いまして、その審議結果を厚生労働本省へ伝え、港湾倉庫の指定区域に指定することについての要望を上げるという予定にしている。最終的に、令和7年1月頃の改正告示の施行ということで、厚生労働本省と

も話し合いをしながら、そういった予定で考えているところでございます。厚生労働本省から連絡があり次第、関係者の皆様と情報共有を図って行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(労働者代表：山田委員)

有難うございます。

(公益代表：渡邊部会長)

他に御意見等ございますでしょうか。

(労働者代表：木原委員)

関門港湾にて事務局をしております、木原と申します。

北九州港の新門司地区における港湾倉庫の指定については、3月2日に福岡労働局へ申し入れを行いながら、関門港湾労働組合協議会としても、この間、北九州港新門司地区にて稼働中の一般倉庫を「港湾倉庫」に指定することについて、北九州市、福岡労働局と共に、この倉庫業者に「港湾労働法」、「港湾運送事業法」の説明を行い、法への理解と事業改善を行ってきました。しかし、倉庫内作業は、指導を行いながらも、数年間に渡り改善されずに現在に至っています。長年改善されない状況の中、港湾労働法を遵守させるための措置として、福岡労働局は、「港湾倉庫」の指定を行い、倉庫業者に港湾労働者証を発行して、港湾労働法

の遵守をさせると聞いております。

この法令遵守の方法は、港頭地区において港湾運送事業免許を持たなくても、港湾貨物（搬出入貨物）を取り扱う業が出来るようになり、このような倉庫が乱立すれば、港湾運送事業法の「目的」に反し、港湾運送に関する秩序が乱れ、港湾運送事業の健全な発達も図れないと懸念し不安を抱えております。国内の数港においても、同様に問題が発生しています。現状どの港でも法的効力が無いため、沿岸行為は港湾運送事業者の力関係や各港の独自のルールにて荷役が行われているのが現状です。

この問題については、全港湾関門支部も国土交通省に要請を行っております。このような懸念と不安を払拭するためにも、法的効力を持たせるために港湾運送事業免許と港湾労働者証の発行に定義を設けるなど、厚生労働省と国土交通省が連携して最善の対策を行い問題解決に向けて進めて頂きたい。

（公益代表：渡邊部会長）

御意見、有難うございます。事務局から何かございますか。

（福岡労働局：小野職業対策課長補佐）

港湾倉庫の指定につきましては、ハローワークが調査を行い一定の基準を満たしている事業所に対して港湾倉庫の指定を行っているところで

す。今案件も、一定期間調査した結果、基準を満たしていたため、管轄ハローワークが指定に向けた準備を進めているところです。

港湾運送事業法の事業免許を持っていない事業所が、港湾労働法の適用を受けた場合、倉庫外の作業が認められるかどうかについては、現在、厚生労働本省へ照会を行っているところです。厚生労働本省からの回答を踏まえ、適切に対応いたします。なお、今回、ご指摘いただいた内容につきましては、厚生労働本省へ申し伝えさせていただきます。

(公益代表：渡邊部会長)

有難うございます。議題の(2)「港湾雇用安定等計画の施行状況について」、事務局から説明頂いた件につきまして、質問、御意見等、他にございませんでしょうか。

それでは、御質問等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。議題(3)その他ですが、特に議題を設けておりません。港湾労働対策に関する御意見、御質問等があれば何でも結構です。先ほどから、御意見を頂いているところですが、その他、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

では、他に御意見、御質問等はないようですので、本日の議題は終了とさせていただきます、部会はこれで終了とさせていただきます。

皆様、お疲れ様でした。